

「子ども手当」が平成22年4月からはじまりました



「子ども手当」は、
次代の社会を担う子どもの
健やかな育ちを
社会全体で応援する制度です。



「子ども手当」ってどんな制度？

- ◎子どもを養育している方は、中学校を卒業するまでの子ども1人につき、月額1万3千円(平成22年度)を受給できます。
- ◎子ども手当は、受給資格を認定のうえ、お支払いします。お支払いは、年3回(6月、10月、2月)で、前月分までの手当をお支払いします。(原則として口座への振り込みとなります。)
- ◎子ども手当は、子どもの健やかな育ちのために有効に用いてください。



「子ども手当」を受給するためには？

- ◎子ども手当を受給するには、申請が必要です。
(児童手当の受給者の方は➡をご覧ください)
- *子ども手当の受給資格者は、子どもを監護し、かつ、生計を同じくする父又は母です。父母に養育されていない子どもについては、子どもを監護し、かつ、生計を維持する方が受給資格者となります。
- ◎所定の「子ども手当認定請求書」に記載のうえ、必要な書類を添付して申請してください。
(必要な書類)
 - *厚生年金などのサラリーマンが加入する年金制度に加入しているときは、会社が発行した証明書や健康保険被保険者証の写しなど
 - *子ども手当の振り込みを希望する金融機関の口座番号が確認できる書類(預金通帳の写しなど)
- ◎子どもが生まれるなど子ども手当の対象人数が変わった場合には、「子ども手当額改定認定請求書」を提出してください。

◎公務員については、勤務先からお支払いすることとなります。公務員になった場合には、「子ども手当受給事由消滅届」の提出が必要となります。

◎子ども手当には、所得制限がありません。

*転居によりお住まいの市区町村が変わった場合には、転居先の市区町村へ申請が必要となります。

➡児童手当の受給者の方はこちらをご覧ください。

「児童手当」を受給していましたが、手続きは必要なの？

◎本年3月まで児童手当を受給していた方は、新たな申請手続きは必要ありません。

ただし、児童手当を受給していた方で、新たに子ども手当の対象となる子ども(原則として中学2年生と3年生)がいる場合には、「子ども手当額改定認定請求書」の提出が必要です。

◎平成22年度は子ども手当が支給されるため、原則として児童手当は支給されません。

ただし、平成22年6月に限り、平成21年度分の児童手当(平成22年2月分と3月分)が支払われます。

問い合わせ

福祉事務所福祉対策課 ☎0978-72-5164
国見総合支所地域市民健康課 ☎0978-82-1112
武蔵総合支所地域市民健康課 ☎0978-68-1112
安岐総合支所地域市民健康課 ☎0978-67-1114

